

白 石 市 議 会

総 務 産 業 建 設 常 任 委 員 会

5 . 3 . 3

白石市議会総務産業建設常任委員会

- １．招集日時 令和５年３月３日（金）午前１０時００分
- ２．場 所 白石市議会 市議会議場
- ３．本日の会議に付した事件

◎付託事件（議案１件）

第9号議案 白石市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例

- #### 4. 出席委員

菊 地 忠 久 委 員 長	森 建 人 副委員長
澁 谷 政 義 委 員	高 橋 鈍 斎 委 員
小 川 正 人 委 員	保 科 善一郎 委 員
大 森 貴 之 委 員	角 張 一 郎 委 員

- ## 5. 欠席委員

なし

- ## 6. 説明のため出席した者

菊地正昭	副市長	村上忠則	市民經濟部 農林課長事務取扱
大野昭彦	市民生活課長	樽見悟郎	市民生活課長補佐

- ### 7. 事務局職員出席者

菊地正幸	参事兼局長	斎藤明	主幹兼総務係長 兼議事係長
小池しのぶ	調査係長	山崎萌	主事

~~~~~

午前10時00分 開会

◎菊地忠久委員長 ただいまから、総務産業建設常任委員会を開会いたします。

現在における出席委員は８名でありますので、定足数に達しております。また、本委員会に説明のため、市当局の出席を求めています。

本委員会に付託された議案は、第9号議案の1件であります。

本議案の説明については、既に本会議において行われておりますので、審査に入ります。

第9号議案・白石市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。なお、質疑は一問一答方式で行いますので、市長等の反問に関

する運用を適用いたします。質疑される場合は、整理して、議案書または参考資料のページ数、条例案の条・項・号などをお示しの上、簡潔に行うようお願いいたします。

質疑ありませんか。

◎角張一郎委員 それでは、議案書の21ページ、まず第8条についてお伺いします。

適用を受ける事業ということでありますけれども、以前に、太陽光発電については白石市でも白石市太陽光発電設備設置事業指導要綱がありました。その中では、指導対象事業を5,000平方メートル以上の発電設備設置事業という面積で指導対象とするものを決めておりましたけれども、今回は10キロワットという対象にしました。これについて、根拠とか理由をお知らせいただきたいと思います。

◎大野昭彦市民生活課長 ただいまの角張委員のご質疑にお答えをいたします。

白石市太陽光発電設備設置事業指導要綱では、設置区域の面積5,000平方メートル以上が指導事業の範囲となっております。この面積から発電出力に換算しますと、おおよそ1,000キロワットとなりますが、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則において、一般的に10キロワット未満を家庭用、10キロワット以上が産業用と言われていることから、10キロワット以上を本条例の対象としたものでございます。

◎角張一郎委員 分かりました。10キロワットで、家庭用と産業用に区別したということですが、続きまして、議案書22ページ第10条についてお伺いいたします。説明会の開催ということで、「事業者は、事業を実施しようとするときは、住民等に対し、事業に関する説明会を開催しなければならない」ということが規定されています。

以前ありました要綱でも、説明会の区域が「500メートル以内の区域に居住する者」という規定がありました。今回の条例では、住民等に対してということで、住民等については議案書19、20ページ条例の第2条第8項で「自治会等の活動区域又は事業による影響を受ける可能性を有する区域に居住する者」と規定されています。この区域については、どのような範囲を想定しているのかお伺いいたします。

◎大野昭彦市民生活課長 説明会の開催につきましては、事業区域内の自治会や住民だけではなく、自然環境、生活環境、景観等に著しい影響を受けるおそれがある地域も含まれます。また、影響を受ける可能性を有する区域の範囲は、設置場所、発電設備等によって異なりますので、対象者の範囲について、事業区域から何メートル以内などといった定義はしておりませんので、事業者においては、多くの住民に説明会に出席してもらう観点から、広く周知を行っていただきたいと思いますと考えております。

◎角張一郎委員 分かりましたけれども、事業者からすれば、なるべく狭い範囲で恐らく説明会を開催したいのかなと私は思っております。そこで区域を特定する場合、市のほうで指導する際、この区域ということはある程度表示したほうがいいのかという思いをしています。ですから、まず最低でも自治会単位、あとは大鷹沢だとか白川地区の地区単位、そういう感じでこの区域を指定してもらうのが一番すんなりいくのかなという思いがありますけれども、その辺についてどのようにお考えでしょうか。

◎大野昭彦市民生活課長 直接影響を受ける区域は、説明会等を開いていただくのも当然だとは思いますが、それ以外にどのような影響が出るか想定できない部分もございますので、ここまでだったらいいとかということは最初から定義はしておりません。考えられるだけ、影響を及ぼすと考えられる区域に、区域の対象者の方々に周知をしていただくということで考えております。

◎角張一郎委員 多くの方に参加していただくような、そういう説明会の開催ということが望ましいのかなと思いますので、その辺についてよろしく対応方をお願いしたいなと思っています。

関連しまして、参考資料53ページに、規則の中で説明会報告書の用紙があります。これの下の方に、「説明会の内容等について、欄に収まらない場合は、別紙を作成し、別紙上部に地域の代表者の署名をもらうこと」ということで、地域代表の署名をもらうような様式になっています。ここに2人の欄がありますけれども、2人に必ずもらうということか、また、その代表者についてはどのような方を想定しているのかお伺いいたします。

◎大野昭彦市民生活課長 代表者につきましては、自治会や団体等、関係する団体の代表者を想定してございます。様式では2名の代表者の記載箇所が表示されておりますけれども、人数を2名に限定しているわけではございません。関係する団体の代表者に署名をいただきたいと考えてございます。

◎角張一郎委員 人数は決めていないということですが、できれば、こういう事業については賛成・反対が恐らく出てくるかなという感じはしています。そういう意味で、意図的に報告書を変えるということはないかと思うんですが、本当にその説明会の内容が正しいかどうかということを証明するには、やはり多いほうがいいのかという思いをしています。ですから、できれば2名以上、2名の方から署名をもらうという方向で私はいいのかなと思うんですが、その辺についていかがでしょうか。

◎大野昭彦市民生活課長 人数につきましては、特に限定していないということで先ほどお答

えさせていただきました。それで、関係する代表者が多ければ多いほど、同意というか了承されたということの証明になりますので、署名の数が多いほうがいいとは考えられますけれども、特に限定はしてございません。よろしくお願いいたします。

◎菊地正昭副市長 参考資料53ページの様式第3号（第5条関係）の様式なんですけれども、あくまでもこういう説明会をしましたという報告をしてもらうということなので、当然に説明会をするときに、多分業者のほうとすれば、参加者の名簿に署名をしていただいて、こういう人たちが来ましたという段取りを取るのかなというふうに思っています。

そのところに、今ここに2人という形で書いてございますけれども、そのほか自治会長さんとかそういう方になるんだろうというふうに思いますけれども、その方が代表して、こういう説明会に出席しましたよという形になるので、そうすると、あそこに出席した人はどういう人が出席しましたかというような名簿もつけてもらうということも可能なのかなというふうに思っています。

◎小川正人委員 議案書の22ページ、第9条第3項に「白石市環境基本条例第22条に規定する白石市環境審議会の意見を聴かなければならない」とうたっておりますけれども、現在この環境審議会は何名をもって、どのような代表の方がなっているんだかお示してください。

◎菊地忠久委員長 暫時休憩いたします。

午前10時12分 休憩

~~~~~

午前10時13分 開議

◎菊地忠久委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎菊地正昭副市長 白石市環境審議会の委員でございますけれども、規定では12名の方、12人以内ということになってございます。任期が2年ということでございますけれども、いろいろな災害がございまして、今のところ令和2年10月28日で任期が切れているということでございますので、この条例制定後、また新たに環境審議会委員会の委員を任命させていただくというような運びになるかというふうに思っています。よろしくお願いします。

◎小川正人委員 どのような市民の代表の方を選出する予定なんでしょう。

◎菊地正昭副市長 これは、今任期の話をさせていただきましたけれども、12人の方ということで、学識経験のある者ということで市議会議員の代表の方、それから文化財保護委員の方をお願いしているところでございます。それから社会福祉法人の陽光園、それから仙南保健所、仙南地域広域行政事務組合、それから商工会議所、森林組合、そして事業者のほうで、

それから公衆衛生連合会会長、それからPTA会長、あとは蔵王のブナと水を守る会、それに消費者生活のサポーターという形で12名の方をお願いしていたのが今までの経緯でございます。これに類似した形で、今回この条例をお認めいただければ、お願いをするような形になるかというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

◎小川正人委員 今の選出の中で公衆衛生組合と言ったけれども、これは、ほとんどの方が自治会長が兼務している内容で、実際公衆衛生組合というのは今あまり機能していないような気がするけれども、これは自治会連合会と違って明記したほうがいいんじゃないかと思えます。

◎菊地正昭副市長 今、委員のお話でございます。自治会連合会長とイコールということでございますので、そういう形に変えさせていただきたいというふうに思います。

◎大森貴之委員 議案書の24ページになります。事業の終了というところですけども、ここでうたわれていますのは、あらかじめの報告とかそういうものが届出とかなんかになっていますけれども、事業を終了するとき、今、世間一般的に問題になっていますのは、言葉は非常に不的確かもしれませんが、いわゆるやり逃げといえますか、もう姿がなくなって、そのものを撤去したり流失したり、元の姿に戻すのにそれができなくて廃虚になっているというようなことがあります。

それを結構住民の方々も心配されておまして、撤退するとき、事業を終了するときには、それをしっかり復元するなりしてほしいというような思いがあるんですが、この条例文を見ますと届けることだけになっていまして、それに対して、例えば国のほうの法律ですと、撤去するまでの間の費用に関しましては事前に積み立てておかなければいけないというような国の法律がございますが、これは、この市の条例には書いてありませんけれども、それも踏まえての話というふうに考えてよろしいのでしょうか。もし、それならば、逆に言えば明確に市のほうでも条文に入れておくべきだというふうには思うんですが、いかがでしょうか。

◎菊地正昭副市長 ただいま大森委員のほうからお話をいただきましたけれども、事業が終了ということで設備の撤去が完了した後は、事業者の責務で規定されている土地を原状に回復しなくてはならないという、ここがこの条文の内容かなというふうに思っております。

今、大森委員がおっしゃったように、上位法のほうでそういう規定、積立てをして原状に復さなければいけないという上位法で規定がありますので、そちらの規定でこの分についてはカバーできるのかなというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

◎大森貴之委員 基本的に上位法ですから上位法が優先されるというか、それにのっとってと

ということだと思いますので、こちらには明記されていなくても、それが生きているんだというふうに解釈してよろしいんですね。（「はい」と呼ぶ者あり）はい、了解いたしました。

その中で、次の議案書25ページです。公表という項目がございます。以前、副市長からもお話いただきましたが、この公表というのは企業にとっては大変ハードルが高いんだよというふうなお話もお聞きしましたが、実際にこの公表だけでは、個人的に申し上げます、公表だけではちょっと力がないんじゃないかなというような思いがございます。その辺も明文化できないものなのかどうなのか、再度ご答弁いただければと思います。

◎菊地正昭副市長 公表についてでございますけれども、要は、先ほど大森委員からお話があった、やり逃げというようなことを許さないよというようなことがこの中に含まれているのかなと。結局その名前を公表する、例えば白石市でこういう状態で野放しにして逃げていったよというような話になれば、公表することによって、ほかの地区で今度そういう会社の責務というのが問われるのかなというふうに思っております。ですから、公表ということは、そういう意味合いを含めたものがあるのかなというふうに思っております。

◎澁谷政義委員 ただいまの大森委員にかぶるところもあると思うんですけれども、終了後だけでなく、期間内に撤退してしまうというそういう保証を、ただ、物はそのままにされて逃げてしまうというような形のような、何か担保とか保証はこの辺にうたってあるのか、ちょっとお願いしたいと思います。

◎菊地正昭副市長 先ほど、国の法律で、撤去するときの部分についての積立てをというような話でございます。今、委員が危惧されているのは、途中5年とか10年とかたったときに、ずっと業者がいなくなるよと、要は採算が合わなくなってきたというように逃げたときの話だというふうには思っております。当然にそういうところには、うちのほうから勧告をしなくちゃいけないというふうには思っておりますけれども、どっちかという、もうそうなると、あるいは犯罪のほうになっちゃうのかなというふうに思っておりますので、これは警察とか弁護士とも相談をしなくちゃいけないと思いますけれども、そういうことがないようにこれからも指導をしていくというふうには思っております。

◎澁谷政義委員 もう一つ、途中での事業主の変更、多分あり得るじゃないかと。今、これは、市は関係ないと思うんですけれども、今、深谷地区で代替的にやっていますけれども、あんなの20年間同じ会社やってないなんていううわさが立っていますけれども、その辺の措置の取り方というか、再度事業主が代わった場合には、もう一遍同じような申請をするとか、そういう計らいというのは条例にうたわれないものなのか、ご答弁をお願いします。事業主の

変更というのは何か届出が要るのかどうなのか。

◎菊地忠久委員長 暫時休憩いたします。

午前10時23分 休憩

~~~~~

午前10時23分 開議

◎菊地忠久委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎菊地正昭副市長 今、委員のおっしゃった件については、議案書24ページの第16条の地位の承継ということで、承継した者については「30日以内に市長に届け出なければならない」という条項があるんですが、条項ではそうですけれども、多分委員のおっしゃっているのは、開発をした業者と、それから、それを運営する業者が代わっていくと。今もやっているところもそうなんけれども、そういう状態があるということでございます。ですから、そういうところをしっかりと承継をさせていただく。ですから、「前からこういうお約束ですよ」「こういう形をするということになってますよね」ということは、事務承継のときもそうですけれども、開発に入るときに、まずはそういう話をきちっとしておかなければならないのかなというふうに思っております。

◎澁谷政義委員 同じく議案書24ページで、第16条の下に第17条があるわけですが、災害及び事故発生時の対応というところに、ほとんど読んでいくと、「市長に通報」、あとは「必要な措置を講じなければならない」、あとは「再発防止のため措置を講じなければならない」とあるんですけれども、何か補償、事故が起きた場合の補償、例えばその場だけで終わればいいんですけれども、例えば河川が絡んでくれば市が管轄する河川がとか、そういうことが出てくるわけですよ。その面の補償というのは、ここに何か、私調べたところ、ないようなんですけれども、どうなんですかね、その辺は。条例的に。

◎菊地正昭副市長 災害発生のとき具体的に話が出てくるのは、今、白石市郡山芳ヶ沢で事業をやっている、そして大分広範囲になっているわけですが、前に大雨が降ったときに、国道457号のところが膝下までずっと水が出てきたということになると、これは国道457号の管轄が県ということになって、県のほうに通報がいつてという形になるんだと思います。

そのときに、私もその現場に行かせていただきましたけれども、要は、水をのむはずだった土管というんですか、それが水をのまなかったという。それは、前にも水をのまないんじゃないのという話はしてきている。ですから、そういう是正勧告ですね、そういうものをやっぱりしなくちゃいけないというふうに思っておりますし、今委員のおっしゃったよう

な形で何か下に被害が出れば、それはその設置者に要因があるとすれば、その設置者に弁償してもらうという形が当然なのかなというふうには思っています。

◎**澁谷政義委員** 副市長の言うことは納得しました。ただ、それを何かの形で担保しておかないと、やってもらうのはいいですが、副市長も100年も200年も生きているわけではないですから、副市長の思いは分かりますけれども、何か文面的に約束事を取っておくとか、そういう形の何かはあるの。もし私が気づいていなければ教えてください。よろしくお願いします。

◎**菊地正昭副市長** 第17条第3項に、「住民等との紛争の生じたときは、自己の責任において誠意をもってこれを解決し、再発防止のための措置を講じなければならない」という条項がございます。今、端的なお話で話が出ましたけれども、まさしくそのとおりで、そういう場合には、その業者の責任が明らかになるのであれば損害賠償になってくるんだと思うんですね。そちらのほう払わないということになれば、これはやっぱり補償問題になってくるのかなというふうに思いますけれども、とにかく原因がそこにあるということになれば、その方にその分を補ってもらうというのは当然のことかなというふうに思っています。

◎**澁谷政義委員** 分かりました。それで、先ほどの件にちょっと戻るようなお話になると思いますけれども、途中での撤去等において、私ごとですけれども事例的にお話を申し上げますと、私のところも土地を貸して50キロの太陽光発電をやっています。そのときに、契約的には20年間なんですけれども、途中で何かあって撤去したりなんだりするときにということで保証金は頂いております。しかし、20年たったら、何もなかったら返してくださいねという、そういうお金なんです。何かそういう形で、途中での担保というのか、そういうものを積立てとかいろいろあるんだろうと思いますけれども、そういうのは何か取れないものかなということも頭をよぎったものですから、ちょっとご質問いたします。

◎**菊地正昭副市長** 先ほど大森委員のほうにもお答えをさせていただきましたけれども、上位法の関係でそういう規定はあるんだというふうに思っています。そして、今、澁谷委員のおっしゃったような形で、個人がそういう業者と契約しているということになって、その保証金をもらっているということであれば、そこは個人の契約の中ではっきりと明記をさせておかないと、かえって個人のほうが好意で貸したというところが逆手に取られるのかなというふうに思いますので、そこら辺は個人の契約の中で、個人の方も注意して明記をさせておくというのが必要かなというふうには思います。

◎**森建人委員** 議案書19ページの第2条第1項第1号の再生可能エネルギー源となっておりますけれども、白石市で想定される再生可能エネルギー源は何を想定しているのかをお教える

ださい。

◎大野昭彦市民生活課長 本条例で想定しております再生可能エネルギー源でございますけれども、太陽光発電、風力発電、水力発電、地熱発電、あとバイオマス発電が主なものとなっております。

◎澁谷政義委員 議案書20ページの第5条で事業の責務とありますけれども、最後のほうに「地域振興に寄与するよう努めなければならない」となっておりますけれども、当局としてはどのようなことを、振興についての想定はどのような想定でおるのか。どういうことが地域振興につながるのか、今のところの考えがあれば教えてください。

◎大野昭彦市民生活課長 第5条第1項の地域振興につきましては、事業者が長期にわたり安定的な事業を行うために、住民等とのコミュニケーションを図ることで地域の要望を把握し、その要望に対応することで事業者と住民等の信頼関係を構築することを想定してございます。

◎菊地正昭副市長 具体的にお話を、これが当たっているかどうかというのはなかなか難しい話なんですけれども、その地域の方々が例えば少し緑を、せっかくこういう形で山を削ったということになると、緑が随分不足するんじゃないかと。だから植樹をしてくれよとか、例えば下のところに会館があったんだけど、そのところを、会館側の水の流れがちょっと変わってくるので、別なところに移してくれよとかという話があったときに、そういう地域振興というのがあるのかなという、ちょっと物欲的な話になるかもしれませんが、そういうところもあるのかなと。ですから、地域の人たちにとって、太陽光発電とか、風力発電もそうでしょうけれども、造ったことによる何か恩恵がというようなところが、この地域振興に関わってくるのかなというふうには思っています。

◎角張一郎委員 それでは議案書23ページ、第13条審査について伺いたいします。この第13条によりますと、「協議に係る審査を実施し、必要に応じて、審議会の意見を聴く」ということがありますけれども、必要に応じてということはどのようなケースを想定しているのでしょうか。

◎大野昭彦市民生活課長 例えば抑制区域には入っていない区域の住民等の反対意見が多い場合などを想定してございます。よろしく願いいたします。

◎菊地正昭副市長 書類が提出されて、担当職員が法令・条例に基づいて審査をしていくわけですが、今、担当課長がお話ししたようなことも当然にあるのかなというふうに思いますけれども、例えば災害対策の関係で、土木の技術職員がこの地区に建てて、川の下流のほうがどうなのというような話が出てきたときに、そういうところをもって、やっぱりこれ

は審議会にかけなくちゃいけないんじゃないのかなという判断があれば、そこにかけて審議会の意見を聴くというのも大事なのかなというふうに思っています。

◎角張一郎委員 私は、必要に応じてではなくて、基本的に審議会の意見を聴くのがいいのかなという思いがあるんですけども、その希望に応じて、逆に審議会にかけなくても同意するというような感じで、ですから普通の申請があった場合は、まず審議会の意見を聴くことをどちらかというと原則にしたほうが、業者に対しても説得できる一つの根拠になるのかなという思いがあるんですけども、その辺についてはいかがでしょうか。

◎菊地正昭副市長 規模等ですね、ちょっと考えて審議会にかけようかというのは判断をしなければならないのかなというふうに思っています。出てきたものを、例えばさっき10キロという話が出てきましたけれども、それでは15キロのやつは審議会にかけようかという話になると、どうなのかなというふうに思っています。ですから、開発する面積、規模によって、今それが幾らだという話ではございませんけれども、そういうものを勘案しながら市の担当者が判断をして、これはどうしても審議会にかけて意見をもらわないといけないねという話になれば、そういう形にさせていただきたいというふうに思っています。

◎角張一郎委員 ぜひこの審議会の活用というか、そういうことについて連携を取りながら対応していただければと思いますけれども、その中で市民の方が一番危惧するのは、実際に同意はしたけれども、不十分な施工によって災害が発生するという、それが一番大きな懸念されることなのかなと我々は思っていますけれども、そこで申請があった場合、先ほど災害に対するいろいろな話が出てきましたけれども、災害に対する審査をする必要があるのかなと思っています。ですから、その意味でも、先ほど環境審議会のメンバーがありましたけれども、そういう審議会の中に、そういう災害に対する専門知識を持った学識経験者も入れる必要があるのかなという思いをしていますけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

◎菊地正昭副市長 角張委員のおっしゃるとおりだというふうに思っておりますので、委員については、それは検討させていただきたいというふうに思っています。

先ほどもお話をさせていただきましたけれども、面積の話が一番大きいのかなというふうに思っています。令和の大雨のときに、ため池が、白石市、本市でも決壊したわけですが、あれが大鷹沢地区だけであの決壊の影響が済んだかということ、そうではなくて、さらに下流域までずっと影響を及ぼしているということを鑑みれば、やっぱりそういう知識のある方にもご指導、審査をいただかなくてはならないかなというふうには思っています。

◎角張一郎委員 住民からすれば、業者から説明を受けても、業者の言いなりになることが多いのかなという思いをしています。それに対する工事の施工が本当に正しいのかどうか判断が難しいのかなと思います。そういう意味で、市役所の、市に対するそういう期待というか、抑制力に対する期待は大きいかなと思いますので、ぜひ審査に関わる部分については、これから本当に住民のためにもその辺は、先ほど委員の問題も出ましたけれども、対応していただければと思います。

それで、この審査に関わる部分についてですけれども、審査は当然市でも行いますけれども、この前の本会議でも出ましたけれども、県の届出も必要になってくるかなと思います。県では100キロワット以上ですか、その辺の関係について、あとそのほかに、いろんな林地とかの開発行為とか都市計画関係の開発行為とかいろいろ絡んでくるかなと思うんですけれども、その辺についてはどのように対応する考えなのかお伺いいたします。

◎大野昭彦市民生活課長 県条例において、市町村の条例との関係につきましては、事業者は県の条例と市町村の条例両方に準ずる必要があるとしていることから、県と市とそれぞれの対応となりますが、県と市の対応に差異が生じないように情報を共有していきたいと考えております。

◎菊地正昭副市長 山林の開発について、例えば森林法に基づく林地開発許可、伐採の届出、開発面積が1ヘクタール以上の場合とかというふうに考えられるのかなというふうに思っております。開発面積が1,000平方メートル以上の場合には、市の開発指導要綱が当然にそこから該当してくるというふうに思いますけれども、山林以外においても、各法令等に基づいて許認可の手続が必要になってくるというふうに考えてございます。

◎大森貴之委員 先ほど森委員のほうから質問があったときに、再生可能エネルギー源の対象ということで6項目ほど挙げていただきました。その中で、バイオマス発電というのがございます。今回、太陽光発電、風力発電が中心の話になっているみたいと思うんですけれども、このバイオマス発電、特に白石市ですとか周りの市町村を含めると、特に畜産関係での廃棄物といたしますか、そういうのがありまして、それを利用する今バイオマス発電というのが物すごく注目を浴びております。現時点で白石市にそのような要請があるのかないか、今のところないような気はするんですが、逆に市としてこれを推進していただきたいという思いがあるんですけれども、ご見解をお伺いしたいと思います。

◎大野昭彦市民生活課長 今現在、バイオマス発電に関しては、市のほうへの相談等は一切ございません。

◎菊地正昭副市長 バイオマス発電を推進するかしないかというお話でございますけれども、畜産農家の方々が堆肥を集めてやっていらっしゃる方、あれはバイオマス発電ではなくて、結局は堆肥利用という形のものが、今、白石市で二、三やっているところがあるのは私も聞いておりますけれども、それを発電にという話は、今、市のほうではまだないということでございます。今の段階でそれを推進するというのは、私のほうは難しいかなというふうに思っております。

◎澁谷政義委員 議案書21ページの抑制区域、第9条ですね、景観的なものが、今皆さんご質問なさっている主なものは太陽光発電が中心なのかなと聞いておりましたけれども、風力発電で白石市にもうわさというか情報がありますけれども、このとき私危惧している点があるんですよ。というのは、肉眼で見えないものということで、双眼鏡等を使ってでしか見えない渡り鳥について騒がれる可能性があるんですよ。

というのは、毎年秋になると、公立刈田総合病院からずっと上がっていったところのエリアなんですけれども、そこに約1か月ぐらい、いろんな団体の渡り鳥の調査の人たちが、車10台ぐらいは常に置いて観察をしているんですね。渡り鳥は私らは肉眼では見えないんですよ。渡り鳥がちょうど秋に行くと風力発電の設置が今予定されているところ、あそこを飛んでいるので、そういう騒動が起きるのかななんていう予想をしたんですけれども、環境団体というのはちょっと難しいのかなという、市民でなくてそういう団体のほうからいろんなご異議をいただいたときの措置の方法などは、まだ条例が出来上がっていませんけれども、考えているのかどうか、考えていればお知らせ願いたいと思います。

◎菊地正昭副市長 環境問題ということでございますけれども、白石市郡山芳ヶ沢の今やっているところにつきましても、環境の被害、それから、そこに生息する多分ワシかタカだったと思いますけれども、そういうものが生息するかどうかということの現況調査をするということが、それで評価をいただいてというようなことで始まっているのかなというふうに思っています。

当然に、そこに生息する動物にどういう影響を与えるのかと、面積にもよりますけれども、そういう話が出てきて、その報告書を出してくれ、環境評価を出してくれという話が、大規模な開発になると、これはもう国の法律でそういうふうに決まっていますので、そういう調査事項が必要で報告書を求められるということになるのかなというふうに思っております。

また、もう一つ、風力の関係で心配なのは、いわゆる音ですね、音の問題が健康被害とい

う形のもが出てくるので、それが人体にどういうふうに影響を及ぼすかというようなことの調査も必要になってくるのかなというふうには思っています。

◎小川正人委員 先ほどの審議会のメンバーの中に、議会のほうの議員にも入っていただきたいという案を持っているみたいだけれども、これは議会と協議の上、入るか入らないかは議会の意向を聞いて決めていただきたいと思います。

なぜなら、議会議員が入っていると、議員が入っているので議会の承認を得たものと拡大解釈されることがあるんですね。片方では、何かあった場合は、議会と協議しなければとか意見を聴かなければいけないとうたいながら、できるだけ審議会委員に議員を選んで、議員が入っているから議会の同意を得ている審議会だという、安易に取られる可能性があるので、その審議会のメンバーについては、議会の同意を得てから議員をメンバーに入れていただきたいと思います。これは私の意見でございます。

◎菊地正昭副市長 審議会の委員に議員をとということで先ほどお話をさせていただきましたけれども、前の令和2年度までの分については菊地忠久議員に委員をお願いしている経緯がございますが、これは議会の議長のほうにもご相談をさせていただいてお願いをしているところでございます。当然に議員に審議会委員をお願いするということになれば、議会のほうにご相談をさせていただいてお願いをするという形になりますが、議会議員が審議会委員に入っているから議会が賛成したんだというようなことで、そのような委員会はしませんので、その点はご了承いただきたいというふうに思います。

◎小川正人委員 これが、議会で条例として制定された場合、各団体、農業協同組合とか牧野組合とか、そういうところによく理解してもらわなければいけないんだろうけれども、その周知方法はどの方法を考えていますか。

◎大野昭彦市民生活課長 市のホームページ、あと市の広報等を考えてございます。

◎菊地忠久委員長 暫時休憩いたします。

午前10時53分 休憩

~~~~~

午前10時54分 開議

◎菊地忠久委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎菊地忠久委員長 質疑なしと認めます。よって、第9号議案の質疑を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時54分 休憩

~~~~~

午前10時54分 開議

◎菊地忠久委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

討論の通告がありませんので、討論なしと認めます。

採決に入ります。ただいま議題となっております第9号議案について採決いたします。

第9号議案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎菊地忠久委員長 ご異議なしと認めます。よって、第9号議案については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

お諮りいたします。本委員会において議決されました議案の条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を、会議規則第107条の規定に基づき委員長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎菊地忠久委員長 ご異議なしと認めます。よって、その整理を委員長に委任することに決定いたしました。

お諮りいたします。本委員会に付託された案件の審査経過と結果については、来る3月10日の本会議において委員長から報告いたしますが、その内容につきましては、委員長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎菊地忠久委員長 ご異議なしと認め、委員長報告は委員長に委任することに決定いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。

終始ご熱心に審査いただきまして、誠に苦労さまでした。

~~~~~

午前10時55分 閉会

総務産業建設常任委員長 菊 地 忠 久